

商学会第一回研究会報告

日 時　十月二十六日(火)午後二時半
場 所　明徳館会議室
報告者・論題

安岡重明助教授　維新时期における商業・高利貸資本の動向——鴻池家と三井家について——

出席者　長尾、内川、玉村、中野、栗栖、吉川秀、出石、沖

中、門脇、岸下、徳永、前川、竹林真

維新时期における商業・高利貸資本の動向
安 岡 重 明

後進資本主義国としての日本の資本主義の形成過程において、國家権力の保護育成と旧社会において蓄積せられた貨幣財

産が大きい役割を果したことは、すでに指摘されている。農民層分解やマニユファクチャアの出現などに表現される資本主義的生産の発達が、封建的経済制度を根底から変革する基本的な要因であったことはいうまでもないが、資本主義経済制度の成立にあたって、商人資本の役割を、歐米資本主義の場合よりも、より一層強く評価せざるをえないという認識のなかには、この過程における旧商人資本の役割をたんなる貨幣所有者としてのみでは評価しきれないことを認めていると理解される。

資本主義形成におけるいわゆる下からの道の評価に際して、

その道の不十分さを明確にするには、それは他の諸要因との関連においてなるべきである。日本資本主義形成の全過程の解明にあたって、当面、視野の拡大が必要であり、そのひとつに、旧来の商人資本がいつたい、いかなる性格をもち、いかなる変化の過程をたどったかを具体的に追求する問題がある。

問題の処理の仕方としては、まず鴻池家と三井の企業形態のほぼ確定した享保前後の時期における企業形態をまずあきらかにし、この企業形態が明治初年にどのように変化したかを検討する。

鴻池家は、享保期に本家中心の同族金融團とも称すべき組織を形成し、高利貸業に専業化し、あらゆる方策は、この原則に密着した形をとる。同家はこれ以後、本家を機能資本家として、弱小の分別家を無機能資本家とする一種の不完全な合資会社形態を形成したとみられ、明治十年に同家が創立した第十三国立銀行にも、この実質がひきつがれていた。

三井家は、宝永七年に大元方を創設し、同族による合本制を採用し、ほぼ合名会社形態をとった。維新时期においては、大元方は諸改革をとおして、出資はするが責任は負わない方策をとり、持株会社化への方向を漸次実現しようとした。しかし株式会社制度が一般化せず、資本主義的生産の本格化していかなかった明治前期の段階では、持株会社化、財閥化の原型を作ったにとどまる。

両家の企業形態およびその変質過程は、旧商人資本の資本主義的企业への推転について重要な示唆を与えていた。

両家の企業形態およびその変質過程は、旧商人資本の資本主